

三 摺らぐ藩政と差別制度

窮乏化への道

藩の体制整備とは財政面の弱まりを立て直すことが最大の目標である。財政立て直しの基礎は、いかにしてより多くの年貢を農民から取り立てるかにある。年貢の取り立ては、常に農民が命をつないでいく最低のものを残し、あとは全部取り立てようとする動きになる。

世の中が何ごともなく平穀無事であれば、農民の生活も最低ぎりぎりの線を続けることが出来るが、天災が起こつたり、藩で不時の出費が起こり、これを賄うため臨時に年貢の増徴などがあると、これに耐え得ない農民層は、その生活が破壊されてしまう。年貢負担者である農民が潰れていくことは、藩としても年貢徴収の基盤の弱体化につながることになる。

天災や不時の出費とは別に、社会全体の大きな流れの中に体制を揺るがす大きな要因がある。それは商品流通が次第に盛んになってくることである。商品流通は商品作物の生産を促す。綿（衣料）・菜種子（油）・櫛（蠟）その他の栽培は、米一年貢一の生産と矛盾をきたすが、商品作物の栽培に力を入れた方が米を作るより利益があれば、米の増産が抑えられてしまう。麻の着物がより温かく丈夫で美しい木綿の着物に変わつてくる。綿からは綿糸だけでなく綿の実油も絞ることができる。貧困の中で人びとの生活水準の向上がもたらされ、生活費はえてくる。それはこんにちの私たちの生活を考えても理解できると思う。三〇年前まではテレビや電気洗濯機・電気冷蔵庫などは無かつたが、今では日本中のほとんどの家庭がもつてている。では

それを持つていなかつた時代に比べて生活にゆとりが出来て楽になつたかと言ふと、そんなことはない。生活費が膨張して生活の苦しさは、そんなものが無かつた時代とほとんど変わらない。商品流通が盛んになるというのは、このような現象を呈することなのである。もちろん社会全体から見れば、富は大きく膨らんだことは事実である。これは社会全体の生産力の伸びがそのような生活を支え得るように発展したことが、基礎になつたものである。

だから藩としては、体制整備をして社会的に上昇した生産力からの果実を収奪しようとするが、人びとの生活との均衡など顧慮せず、商品流通を抑える方向で実現しようとする。そして封建体制というものは、もともと身分階層を固めることによって支配の貫徹を図ろうとするものであるから、まず身分制の強化が実施されてくる。

藩ではいろいろと年貢増徴策を実施し、年貢徴収台帳である水帳の改正まで行つた。しかしこれでも行き詰まり、元禄元年（一六八八）農民から年貢のほかに願い上げ米という形で年貢増徴をした。武士に対しても元禄八年（一六九五）になると知行・扶持米の完全支給が出来なくなり、献上米という形で一部が差し引かれることになった。農民の場合には、ものを生産する土地を持つていて、年貢増徴でゆとりがなく拡大再生産が不可能であつても、生活水準について行くことは出来る（ただし、これは原則論であつて、實際には限界を超えた年貢徴収が行われるので農民も潰れていく）。武士の場合は藩から支給される俸禄米で生活しており、これは一定して変化がないので、社会全体の富が増大し商品流通が拡大してくればくるほど、生活は絶対的に苦しくなつてくる（米の価格が生活水準の向上に比例して上昇することはあり得ないため）。社会の流れに対応した生

活をするため、法度^{はつと}で定められた家来の数を減らしたり、家事使用人がまず減らされることになる。しかも生活費増大の中で俸禄米の支給が減らされることになった。内職でもしなければ生活出来ない武士の数が次第に増えていく。

この俸禄米の一部不支給も、武士の自發的意志である献上米という形をとるのである。そしてこれと同時に僕約令も出され、領内では武士も絹物の着用が禁止される。

窮乏を深める 事件の続発

十八世紀に入るころから、北九州沖に中国の密貿易船が出没し始める。鎮国により外国との貿易は長崎一港に制限されていたが、それだけに貿易品を取り扱う利益は大きく、長崎での貿易は非常に活発になる。このため、わが国から流出する金銀銅は莫大な量になつた。わが国の金銀銅が無くなるのではないかと心配になり、新井白石は貿易制限を強化した。貿易制限強化が密貿易の増加となつたのである。小倉沖は島が多く、密貿易をする船にとつては都合のよい隠れ場所になつた。それに長州・小倉・福岡三藩の境界でもあり、警備の統一が困難であつた。密貿易船は時候によつては毎日のように現れる。現れるたびに多数の軍船を出動させて追い払わねばならない。撃沈すると外交問題になるので空包をぶつ放して追い払うだけである。一時は逃げても、すぐまたやつてくる。小倉・長州・福岡三藩共同作戦も展開する。享保五年（一七二〇）までは大規模な追い払いが続き、享保八年（一七二三）ごろまで出動が続く。追い払いの基地になつた小倉沖藍島の住民の生活は破壊される。小倉藩では、この中国の密貿易船を追い払うための費用は膨大なものとなり、大きく藩財政を圧迫した。

宝永四年（一七〇七）には富士山が爆発し、被害救済のため幕府は各藩に御用金の差し出しを命じ、小倉

藩には三〇〇〇両が割り当たられる。藩ではさつそく各村々に、村高百石につき二両の金を割り当たた。この年、幕府は小倉藩に対して江戸寛永寺（徳川家の菩提所）の仁王門普請を命じる。この普請は二年余を費やし、そして翌宝永五年（一七〇八）には富士山爆発で被害を受けた相模川の川浚え工事が命じられた。また正徳二年（一七一二）には再び寛永寺の新仏殿の普請手伝いを命ぜられるなど、莫大な出資が続いた。武士の掛米（借り上げ米—俸禄米の未支給分）は大きくなつた。

幕府が新井白石の建議を用いて正徳四年（一七一四）から铸造をはじめた良質の新貨幣（正徳金銀—慶長の古制に復した金銀の含有比率の高い貨幣）は、米価の値下がりを招き、武士も農民も生活の苦しさを大きくした。享保四年（一七一九）藩では武士に貸銀制度を設けて、生活救済に当たらねばならなかつた。

そして天災は相変わらず年中行事のようにやつてきた。宝永二年（一七〇五）、同七年（一七一〇）は大暴風雨で収穫は減少し、享保四年（一七一九）、同五年、六年、九年と暴風雨・洪水が荒れ狂う天候異変が重なつた。特に享保五年の暴風雨・洪水では常磐橋・豊後橋などが壊れ、享保九年の洪水はそれに倍してひどく、幕府は五〇〇〇石の救援米を小倉藩に送つた。

享保十一年（一七二六）の記録によると、領内に盜賊の横行がはげしくなつたことが記されている。天災と厳しい年貢取り立てで治安が大きく乱れた。そしてこの年八月、突如、家中総登城が命じられ、厳しい儉約令と、これまでの献上米を廃して俸禄米の一部借り上げ、すなわち掛米を制度として実施することが発表された。

年貢の増徴へ 藩の意図した体制整備は、当初は合理的なコースの上を進行するかに見えた。しかし商品流通の拡大する社会状況の中で、天災による不作や飢饉の襲来、密貿易船の追い払い、幕府の普請工事の手伝いなど、藩財政の窮乏化を促進するいろいろな出来事の発生する中にあっては、もはや合理性追求の余裕は無くなってしまった。そして目の前の問題である藩経営維持のための、年貢確保と増徴に踏みきらねばならなくなつてくる。しかも農村が窮乏化している真っさい中での年貢確保で、大変に困難を要することがらである。そのためには、なんといつてもまず体制の維持確立こそが基本になる。

享保十三年（一七二八）の藩士に渡す俸禄米は、約一五割を掛米（借り米）とする 것을触れ出した。同時に農民に対しては、平均して一一・五%という高額の年貢増徴を発表したのである。十数年来、毎年といつてよい天候異変で不作の中での年貢増徴であり、享保十二年には鶏卵代（高一〇〇石に対し銭四〇文を毎月徴収）という雑税も新たに設けた。

延宝六年（一六七八）の六歩上米の設定以後、いろいろと新たな方法で年貢増徴を考え、ついに宝永三年（一七〇六）の水帳改正にまで持ちこむが、出費増の要因が重くなる上に連年の天災で、年貢增收策の企図も実際には大きく機能しなかつたのではないかと考えられる。そこで享保十三年（一七二八）の絶対的な年貢増徴の実施に追い込まれたものと思われる。

このときの年貢増徴は、各村々の石高に対しても二〇分の一、すなわち五割の高が増徴されることになった。これはある村の高が一〇〇〇石であった場合、その村の免（年貢負担率）が藩のいう平均の四割であったとしたら、物成は四〇〇石になる。享保十三年の年貢増徴は高に対する五割だから、高一〇〇〇石に対する五割

は五〇石ということになる。すなわち五〇石の年貢増徴分は従来の四〇〇石に比べて一二・五七になる。これは藩側が説明する免の平均は四公六民であるということをそのまま肯定した場合の計算である。免が四割よりも高い村の場合の年貢増徴率は平均の一・二・五七より低くなるが、四割より低い村の場合は平均率を上回ることになる。免は土地の条件によって高下があるので、地味が瘠せていたり、日照や水の便などが悪く、免が低く決められていた村、すなわち田畠の収穫条件の悪い村ほど重い負担になったことができる。

また同時に徴収されることになった鶏卵代というのは、村高一〇〇石について毎月卵二〇個を拠出させるものである。しかし実際には、現物の卵を差し出すのは無理があり、一個銭二文の割で計算し、毎月四〇文を納めるものである（実際には年二回納付する）。これも結局は各百姓の持つ田畠の高（評価された生産高）に対し、一律に徴収されるもので、わずかのようであるが、藩としては年間に一五〇〇貫もの錢が新たに年貢として増徴されることになる。

この用途については灌漑用の土木費を補充するもの、と藩は説明している。実際はどう使われたかは分からぬが、もしそうであったとしても、灌漑用の土木費は本来正規に納める年貢から支出すべき性格のものである。打ち続く天災を理由にした一種の受益者負担とでも言う理由づけがなされている。

差別制度の実現

農民にとつては天災で収穫は減っているのに、年貢だけはこれまで以上に取られることがになり、生活は急に苦しくなってくる。農民の不満は大きく高まり、もし不満の爆発でも起これば、体制を搖るが原原因になりかねず、体制の維持強化のための施策が必要になつてくる。この施策は穢多・非人・九品念仏（九品経を唱えて門付けをする僧体のもの）に対する差別法令の発布という形をもつて

実現した。それは鷄卵代徵収を定め、平均一二・五^{五一}の年貢増徵を実施した享保十三年（一七二八）に、農民に対する生活規制の法度書きの追加として発布された。その内容は次のとおりである。

一、近年目明の女、^{ごぜ}_{〔暮女〕}の弟子に成、^{ごぜ}同前ニ徘徊仕之段、不届至極ニ^キ、急度相改、目明之分ハ其親類へ相渡す可く^ハ、一類これ無き者御座^ハはゞ郡々ニテ望之者召し仕^ハいけ様仕る可き事

附けたり

ごぜの手引き拾五歳以上之女ハ停止せしめ^ハ、尤も他所より入り來り^ハ目明^{ごぜ}の分ハ、見合次第早速先々へ送り帰す可き事

一、穢多・九品念佛・非人の所へ、何者によらず、一夜の宿も借し申す間敷候、若し叶わざる子細あらば、其の所の庄屋へ申しいで差図を請くべく候、胡乱なる者と心付き候^ハば召し捕り、早速庄屋方へ相知らせ申すべく候、ほうび申し付くべき事

附けたり

御城下にて穢多、雨天の節は竹の皮笠着用、平日手拭^{てぬぐい}・頭巾の一切かぶりもの堅く無用の事、牛馬の皮を剥ぎ取り候^ハば、其の殻は早速埋め置くべし、剥ぎ捨てに致し候においては、急度申し付くべく候、並びに、非人は雨天たりとも、一切かぶりもの停止申し付くべき事

一、非人歌をうたい、或はものまねをいたし候事、停止せしむる事

一、近年、非人ども不作法多く、祝儀・不祝儀の家々にて高声過言を申し、無躊躇に乞い請け、其の上葬送の野邊にて駕籠^{かご}・乗り物等まで届き、何角^{などかど}と邪魔を入れ候段相聞こえ、不届き至極に候、向後諸

人の与えざる物を無理に乞い請け候においては、急度仕置き申し付くべき事

附けたり

非人小屋、近年家作りに致し候由、左様の家は早速打ち崩し、切家の小屋掛けに仕るべく候、惣じて非人は藁わらまたは引きさき紙にて茶筌髮ちゃせんがみにゆい申すべき事

一、百姓・町人に対し、穢多並びに九品念仏・非人ども、我がままの次第これ有るにおいては、急度曲くせ事申し付くべき事

右の趣、村々の庄屋より急度申しつけること

享保十三年申十二月

差別法令の

これは現在までの資料調査の段階では、小倉藩で最初に出された差別法令と考えられる。

意味するもの 特定の人びとに対する差別が法令として発布されることは、社会の中に差別が制度として生まれたことを意味する。古代律令制社会においては、良民と賤民が制度として差別されていた。しかし十世紀以降の莊園しょうえんの発生は律令制社会を壊し、制度としての差別は無くなつた。それが八〇〇年も経つた近世社会において再び復活したのである。このときは、「穢多」・「九品念仏」「非人」を対象にして規則が出された。その内容をいま少しみてみよう。

まず、これらの者はどんなことがあつても、他人に宿を貸してはいけない、ということが最初に書いてあります、これは同居を禁止するということである。士農工商の相互間で互いの交渉に制限はあるが、同居の禁止などはない。これは社会生活の中から、被差別部落を明らかに疎外すること目的にしたものである。社会

とは士と農工商によつて構成されたものであり、その社会から放り出したのである。

被差別部落を「社会外の社会」とし、そこに住むものを「人外の人」として、村落共同体から疎外する」とが、制度として実現するに至つた。社会の主たる生産に従事することから疎外され、雜業や雜芸能に従事して、その日の糧を得なければならない立場に追い込まれた人びとや、斃牛馬の処理をする人びとにに対する中世以来の蔑視觀は、戦国期の身分の流動する過程を経てもなお生き残り、「皮田高掛役米引」を設けたり、「穢多」の蔑称^{べっしょく}をもつて、人びとの間に植え付けた差別意識は、被差別部落形成の素地をなしたのである。

そして、徳川封建体制が、本質的なものとしての近世の体制をつくりあげるために、この素地は権力によつて巧みに利用され、強化された。それは「皮田高掛役米引」における藩側の作為的説明や、藩政整備の段階で「穢多」の蔑称をもつて人びとの間に植え付けてきた差別意識を、さらに一步進めてついに制度化まで持ち込んだのである。差別法令の発布によつて差別が制度として確立し、強化されることになり、社会制度の中に正式に被差別部落を位置づけることを意味する。そこには弱体化する体制の立て直しがなによりも緊要であり、体制確立の基幹である年貢確保のために、その年貢負担者である百姓に対し、村落共同体から疎外された「人外の人」の存在を社会制度として公認することになったのである。同時にそれは、常に百姓を体制のなかに包みこんでおこうとする政治路線の実現でもあつた。

そして「穢多」は小倉城下町の中では、雨天の場合、竹の皮の笠以外のものを用いることを禁じられ、平日でも手拭や頭巾などのかぶりものをすることが禁止された。「非人」の場合は、雨が降つてもかぶりものは一切禁止した。服装を人並み以下にすることは、社会からの疎外を日常生活の中ではつきり分からせ、人

びとに差別意識を植え付ける役割を果たす。古代律令制社会でも賤民の衣服は鼠色にしていた（鼠色の衣服は貴族の葬儀用の服装の色）。

ほんらい汚れた仕事でも卑しい仕事でもなかつた斃牛馬の処理は、『人外の人』のする仕事であると限定されることによつて、仕事そのものと、それに携わる人びとを汚れた者とする意識を作りあげていつたのである。そしてまた、そうであるから人間並みの生活様式の^{らちがい}外に置く、という悪循環に追い込んでしまう。しかも実際には、日常は農耕による生活をしており、斃牛馬があつた場合は、藩から課せられた役目としてその処理に当たつているものなのである。農耕に従事しているということは、封建社会を支える年貢負担の一翼を担つてゐるということなのである。村々の庄屋に対しては、村人を集めてこの法令を読み聞かせることが義務づけている。庄屋のもとで、村人たちに差別意識を徹底させる教育が始まつた。実際に恐ろしいことが、現実の生活の中に、法令として活動し始めた。

これ以後も体制の傾斜が深刻化するにしたがい、体制維持・確立の必要性がなおさら大きくなり、そのため差別政策はますます強化され、厳しさを増していくことになる。小倉藩においては享保十三年（一七二八）をもつて、そのスタートがきられた。

別帳の宗門改帳 小倉藩で最初と思われる享保十三年（一七二八）の差別法令に引き続いだ、享保十七年と享保の大飢饉（一七三二）には被差別部落の人びとを社会から疎外することを、一層はつきりさせる法令を発布した。

一、郡中穢多男女とも悉相改、別帳にて差し出しのこと

一、非人も右同断

一、近年、穢多、非人共、従来の猿ひき・諸劔進・胡乱なる者共、外にて宿かし申さざる者を引き請け、宿かし候に付き、胡乱者多く御郡中徘徊致し候趣、相聞こえ、不届きの至りに候、向後、宿等致し候儀、相聞こえ候はば、詮議を遂げ死罪申し付くべきこと

右の内、第一項目と第二項目は、毎年庄屋が調整する宗門改帳について、穢多・非人の分は別帳仕立てにするよう命じたものである。

宗門改帳は、郡ごとに毎年行われる宗門改めの行事の前に各村の庄屋が作成し、村内各戸の家族名・年齢・戸主との続き柄・檀那寺の宗派などを記載した帳面である。これは当初キリスト教の禁令を徹底させるために作られたが、のちに人別改め、人口調査の役割を果たすようになったものである。これまでには村内居住者は、差別なく一冊の帳面に記載されていたのに、享保十七年（一七三二）以後は別帳仕立てになつた。これは享保十三年（一七二八）に出された差別法令の基本から発展して、相互に同居しないということを、戸別調査の台帳である書類の面でも、被差別部落に対する疎外を実現したものである。

宗門改帳を別帳にするよう命じた享保十七年（一七三二）は歴史上の大事件である享保の大飢饉の起つた年にあたる。享保年代は先にも述べたように密貿易船の追い払いのほか毎年のようて天変地異が発生しついに享保十七年の大飢饉に突入する。この年は五、六月に降雨が続いて日照がなく、蝗^{イモミズ}が異常発生して稻を食い荒らしてしまい、この被害は西国一円にわたつた。

小倉藩では収穫が平年作の二割以下の村については年貢を免除したが、二割以上の村からは年貢を取り立

てた。村々では食料がなく餓死するものが増加し始めた。藩では難民に粥の支給をしたり、時折わずかな米麦や、肥料にする干鰯などを支給したが、焼け石に水で、ついに四万人以上の餓死者がでた。この数字が正確であるとしたら、当時の人口から見てこれは大変な数字で、実に四人に一人が餓死したことになる。当然ながら、年貢負担者である農民が大幅に減少したことになる。

農村人口の減少と 農民の負担増大

村内で耕作者が減つても、すなわち無主の田地が増えても、年貢上納は村単位なので村として決まっている年貢高は納めなければならず、村としては大変な窮地に立たされる。簡単に言うならば、耕作人口が減少すれば、村に残った人びとが手分けして無主の田畠を耕作し、村高に相当する年貢を納めることになる。しかし、人間の労働力には限界があるので、結局、生活を切りつめて、減少した耕作者の分の年貢を負担する。あるいは借金をして、村から割り当てられた個人別の年貢負担分を納めることになる。借金には利息を払わねばならないので、これも生活を窮屈させる要因になる。そしてまた天災が襲ってきて、窮乏は深化していく。ついに耐えられなくなつた農民は、村から出奔(しおほん)（夜逃げ）をせざるを得なくなる。残つた村人の負担はますます重くなり、これは単純な悪循環ではなく、まさに拡大する悪循環とでもいふべきであろう。打ち続く天災による損害、餓死者による人口の減少、増大する年貢負担に耐えかねて村から出奔するものが後を絶たない。年貢負担に耐えられる農村にするために、まず農村人口の増加が図られるが、それは耕作者のいなくなつた田畠に、新しく耕作者を仕立てることである。

小倉藩の場合、成立当初から、本来は解放されて独立した自営農民になるべきにもかかわらず、解放されずに豪農層のもとに温存されている名子を解放して、どんどん自営農民として無主の田地に入れていけば問

題解決に近づくわけであるが、それには全く手がつけられなかつた。大農經營をしている豪農層にとつては、名子の解放は名子労働の使用による剩余利得の源泉を失うことになり、名子の解放はしない。農村人口を確保するため、各藩とも、農村の者は、他領はもちろん、他郡にでも奉公に出るのを禁止する法令を何度も繰り返し發布して、農民を土地に縛りつけようと努力をした。出奔は堅く禁止するが、よそから出奔して村内に入りこんだ者は労働力として受け入れるという実態があり、この実態があるかぎり、出奔禁止の法令は空文になつてしまふ。

よそから流れこんできた者や、農村の二、三男などを新しく百姓として、出奔者の跡の耕地など無主の田畠に住まわせ、年貢負担の要員にしていくが、これを新百姓の仕据え^{しそうえ}という。新百姓の仕据えは、村内の百姓が集まつて評議をして決め、その上で庄屋は大庄屋を通じて藩に申請している。藩は次の収穫時までの食料をはじめ、農具、種糓^{もんこう}などを年賦で貸し与えたり、住宅を与え、ときには牛馬も年賦で貸し与えることもあつた。そしてまた場合によつては（新田などの場合が多い）、貸与でなく無償で支給することもあつた。このように藩は領内の生産の維持に努力するが、裏返せば年貢確保のための施策にはかならなかつた。この段階で被差別部落の人びとも新百姓に仕据えられていくが、ただ「非人」は生産に従事することを禁じられてゐるので、新百姓として投入されるのは「穢多」だけである。

被差別部落の人びとの場合、同じ農業をしていても、村の百姓とは同一に扱われない。村の宗門帳によつて差別がはつきりさせられていた。農耕に従事するからといって、「穢多」のことを百姓とは言わないのですある。そしてそのことを混同しないよう、身分が違うという意識を人びとの間に強く植えつけていくのであ

る。それは享保十三年（一七二八）の法令が明らかに示すように、雨が降つても竹の皮の笠しかかぶれないという外形を通して、差別意識の植えつけをする。そして實際にも農耕者として同一の村に住んでいても、農民たちの集落でないところに住まわされ、年貢負担以外の面では、村落共同体の一員として認めない。その住むところは、少し雨が降れば洪水になる川の縁とか、水利の悪い崖がけや山かけとか、非常に条件の悪い土地である。新百姓として仕据えられる場合でも、このことは全く同様であつた。村内の余り地とか、出奔百姓の跡地は普通の場合、条件のよくない位置にある田畠が多いのに、その中でもまた悪い条件の土地に被差別部落の人びとは投入されていった。村落の中のこのような条件の悪い土地に、しかも村の農民たちは離れたところに、二軒、三軒と投入され、新しい被差別部落が次第に増加していくことになる。新百姓の仕据えは、特に十八世紀の半ばを過ぎたころから盛んになつた。

被差別部落が増加し膨張していくのは、新百姓として投入されることだけであろうか。この点については疑問が残る。借金や過重な年貢で村を出奔して流浪の旅に出た人びとや、天災や災害で家を失つて流浪した人びとの定着場所として、最下限の生活という仲間意識もあり、被差別部落こそ心やすく受け入れてくれ、そこに落ちついていく、ということも考えられる。藩も出奔者が被差別部落に紛れ込むのではないかと予測して、被差別部落を調査するよう命じている。

このような状態にもかかわらず、藩当局は参勤交代、江戸での華美な生活、それに商品流通の拡大と文明が進むことによるぜいたくな生活の流れなどで、藩の支出は増える一方であつた。

享保十七年（一七三三）のあの大飢饉で四万人にものぼった餓死者の中に、武士は一人もいない。享保十

八年（一七三三）小倉藩の江戸屋敷では、例年どおりの優雅な正月行事が繰り広げられ、国元の大惨事とは全く無縁な生活であった。正月の連歌始めの席では、

・茂き春の恵みの蔭や門の松（藩主小笠原忠基）

・初音待ぬる軒の黄鳥（支藩主小笠原忠貞）

・山々の雪は見ながら打ちとけて（前藩主忠雄室長寿院）

など、民の飢え死になど意識にすらのぼらぬ別世界で、のどかな正月を過ごしていた。

藩は大飢饉の非常事態を切り抜けるため、年貢の厳しい取り立てと増徴を実行する。年貢を取られる農民の側は、自分は食べなくとも年貢だけは持つていかかる。藩は年貢の取り立てを確実にするため、何度も儉約令を出して、儉約が美德であると宣伝をし、他人よりも余分に働くことが、生活を樂にする道であると説く。しかしくら儉約をし、いくら働いても、農民の手元に残る米は、つねに最低ギリギリであつた。できるだけ多くを年貢で吸い上げるのが目的であるため、生活が樂になるわけはなかつた。

これでは人間並みの生活とは言えず、こんにちの私たちの生活觀念からみた人間並みということではない。こんにちよりはるかに低い生産力しか持たない封建社会といつても、病氣をしても医者にかかりず、生まれてくる赤子の間引きをしなければ生活ができない、ということはあまりにも残酷である。自分で働いて得た収穫物は年貢として取り上げられるため、自分で作つた米も食べられず、厳しい生活規制を受け、誠に苦しい生活を強いられているのが当時の現実であった。人並みの生活がしたい、だがそれは出来ない。ここには大変な不満が積み重なつてくる。人並みの生活をしていない自分を人並みの生活だとして錯覚させるため、

雨が降つても傘はもちろん蓑着用も許されないものがいると教えられる。結果的にはこのことが大いに自尊心をあおり、窮乏化への不満を絶対のものとしない作用をする。差別法令は為政者にとって、一つの安全弁的な役割を果たすことになった。身分階層による封建体制という社会制度を極端に利用して、その体制強化のために、あまりにも非人間的な制度を誕生させたのである。

差別制度の確立

元禄期（一六八八—一七〇四）から享保期（一七一六—三五）にかけて差別強化が顕在化していくのは、幕府の政策に影響されるところもある。特に譜代藩として幕法をもつて藩法とする小倉藩の場合、その傾向が強かつたのではないだろうか。江戸の弾左衛門が初めて由緒書を幕府に差し出したのは享保四年（一七一九）と言われており、弾左衛門と非人頭の車善七との争論に終止符が打たれ、非人が穢多てかの手下として身分的に位置づけられるのが享保七年（一七二二）である。非人に茶筅髪を強制しかぶりものも禁ずるなど服装規制によって農工商民と区別するのも享保八年（一七二三）と言われている。

小倉藩においても元禄二年（一六八九）に穢多の語が見られ、享保十三年（一七二八）の差別法令へと発展した。ここには被差別部落の人びとの人口が増し、その力が社会的に影響を持つに至った現実があつたことを否定することが出来ないと思う。それは商品経済が発展し、皮革関係の役目と仕事や、他の雑業という形であつたにしても、産業部門への進出が行われる。また一方においては窮乏による出奔農民などの落ち着き先として、被差別部落へのもぐり込み乃至は同類化の進行が考えられる。それはもはや極少数の集団の域を脱して、ある程度の社会的存在への成長があつたと考えられるのである。だからこそ差別法令をもつて差別を制度として確立し、分裂支配の実現に努める必要が生まれてきたのである。そしてこの人口増を背景にし

て初めて宗門改帳を別帳仕立てにすることも出来た。

“社会外の社会” “人外の人”として社会から疎外した享保十三年（一七二八）の差別法令は、享保十七年（一七三二）の宗門改帳を別帳にすることによって、形式的にも社会からの疎外を実現した。地域（藩）によつて被差別部落の成立はいろいろと多様な形をとつてゐる。例えば隣の福岡藩の場合、藩主黒田長政が入国した翌年の慶長六年（一六〇一）に調製された検地帳に、既に「皮多村」の存在が明らかである。小倉藩においても藩主細川忠利の元和八年（一六二二）に作成された「人畜改帳」には、「かわた」をはじめ後世被差別部落に組み入れられたと思われる雜業従事者が存在していることは前にも述べたとおりである。

皮革關係の仕事や雜業に従事する者が蔑視されていたことは、中世社会においても同様であり、特に皮革關係の仕事については、その斃牛馬の処理が宗教的な要素を加味して穢れけがれと結びつき、蔑視の対象となつてゐた。戦国期の身分の流動する中で、血脉的なものは消滅しても、仕事そのものに対する蔑視觀・汚穢觀は近世に持ちこされた。そして中世的な遺制をふっしき払拭して、封建的階層制の確立による近世封建体制の完成の時期（藩体制整備の時期）、社会体制成立の基盤である農村の窮乏化が既に進行し始めた。窮乏化の進行中の体制維持の原理（農民からの貢納收奪）の確立は、なおさら緊要事となる。

身分制度の小間切れ化の推進と、蔑視觀の二重の条件は、ついに制度として被差別部落の位置づけを実現させた。それは封建的階層制による体制確立のコースと一致する。これまで蔑視觀はあつても、制度としての差別ではなかつたものが、体制の中に厳然として存在することになつた。收奪強化による百姓の窮乏化の中で百姓としては、より下位のものの創出による身分的上昇の錯覚による收奪強化からの麻痺、それは人間

の弱さを利用した、巧みな分裂支配の実現であったのである。

このように見てくると、享保十三年（一七二八）の差別法令は、平均一一・五%の年貢増徴を、特に身分差別の制度化を伴つた身分制の強化―封建体制の強化―によつて実現するためのものであつた、ともいうことができる。同時に、制度としての差別の始まりは、差別意識を人びとに押しつけることの始まりであり、今後差別を拡大していく出発点になるものであつた。百姓から見れば、それは幻想にすぎないのであるが、自分たちに対する圧政、逃れ道のない袋小路からの脱出なのである。

享保年代は將軍吉宗の享保改革の時期であり、幕府は財政を充実するために、各大名から一万石について一〇〇石の割で上米あげまいを納めさせるとか、足高たじだかの制といつて幕府の役職に役料を定め、その役職に就いた者の禄高はくこうが役料以下の場合は、その差額を補填ほてんした。これは、揺らぎ始めた幕府政治を、官僚制度の強化によって立て直そとするものである。そして官僚制度の強化による民心の動搖を防ぐため、目安箱を設けて人びとの意見を取り上げる形を実施した。小倉藩でも幕府政治の意をうけて目安箱を設けた。要は官僚体制の強化をもつて年貢の確保・増徴を企図したもので、小倉藩の場合は、前に述べたように年貢を増徴し、鶏卵代という新しい名目の雑税が設けられるということが、この時期に実現したのである。